

平成 26 年 5 月 8 日

国土交通大臣 殿

地域型住宅ブランド化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅ブランド化事業の適用を申請します。
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称: なかなかよか家

グループの名称: ヤマエよか家つくる会

直近採択グループ番号: 03 - 0076 - 0423

(平成26年度新規グループは、採択グループ番号は必要ありません)

(グループ代表者)

代表者名: 手塚 勝己 代表者印

代表者所属先: ヤマエ久野株式会社 木材住資部

代表者構成員番号: VII-1

代表者住所: 福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四丁目5番12号

電話番号: 092-651-2800

(グループ事務局)

事務局事業者名: ヤマエ久野株式会社 木材住資部

事務局構成員番号: VII-1

事務局担当者名: 浅井 龍二 印

事務局郵便番号: 812-0051

事務局住所: 福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四丁目5番12号

事務局電話番号: 0926512800

事務局FAX: 0926517171

事務局担当者E-mail: r.asai@yamaehisano.co.jp

※ 過去に採択されたグループは、最終的に提出された適用申請書から変更点がある場合、その変更点分かるように(文字の色を変更する、下線を引く等)記載して下さい。

■他の様式にリンクしますので、全て正確に記載してください。

1. 地域型住宅の名称(必須)	なかななかよか家	
2. グループの名称(必須)	ヤマエよか家つくる会	
3. 地域型住宅供給対象地域(必須)	福岡県、佐賀県、及び隣接する市町村	
4. 結成年月(必須)	平成24年4月	
5. グループ代表者名(必須)	手塚 勝己	
6. グループ代表者の所属先(必須)	ヤマエ久野株式会社 木材住資部	注1
7. グループ代表者の構成員番号(必須)	VII-1	
8. グループ代表者所在地(必須)	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四丁目5番12号	
9. グループ代表者電話番号(必須)	092-651-2800	
10. グループ事務局事業者名(必須)	ヤマエ久野株式会社 木材住資部	
11. グループ事務局の構成員番号(必須)	VII-1	
12. グループ事務局担当者名(必須)	浅井 龍二	
13. グループ事務局郵便番号(必須)	812-0051	注2
14. グループ事務局所在地(必須)	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四丁目5番12号	
15. グループ事務局電話番号(必須)	0926512800	注3
16. グループ事務局FAX番号(必須)	0926517171	注3
17. グループ事務局担当者E-mail(必須)	r.asai@yamaehisano.co.jp	

(構成員数) ※様式2-2の各シートからリンクする為、入力はありません。

I. 原木供給	8	/
II. 製材・集成材製造・合板製造	15	
III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)	10	
IV. プレカット	1	
V. 設計	19	
VI. 施工	42	
VII. 木材を扱わない流通	1	
VIII. I～VII以外の業種	0	

	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称
A. 使用する地域材に関する事項 (必須) ※地域材の種類が5種類を超える場合は<様式3-3その他>に記入してください。	合法木材	国内・国外	合法木材証明制度
	鹿児島県産材	鹿児島県	かごしま材の証明(認証かごしま材を用いる場合)
B. 平成26年度における地域型住宅の供給予定戸数等 (必須)	地域型住宅の供給予定戸数 247 戸	(左記の根拠、様式2-2に記載した実績との関係等)	
	うち経験工務店による長期優良住宅 52 戸	うち未経験工務店による長期優良住宅 27 戸	本補助金を活用し、積極的に長期優良住宅(その他の住宅含む)に取り組むことで、25年度の実績あり工務店は2割増、実績なしも1戸と設定
	地域型住宅による地域材使用予定量 2,964 m ³	うち長期優良住宅分 948 m ³	(左記の根拠、様式2-2に記載した実績との関係等) 地域型住宅1棟あたり平均12m ³ 位の使用していることから、左記地域材使用予定量を設定
C. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール (必須)	各工務店への配分はグループの事務局が責任をもって管理する。各工務店には最低1戸を配分し補助対象戸数の6割を超えた時点(10月以降)から先着順とする。また1年間を通して出来るだけ「実績のない工務店」を優先した配分ルールとする		
D. 平成25年度の執行状況 (H25年度採択グループのみ必須)	採択戸数 注4	交付申請戸数	完了実績見込み
	14 戸	13 戸	竣工済 4 戸 竣工予定 9 戸

注1) 代表者の所属先及び事務局事業者名は略さず正式名で記載してください。例:株式会社○(株)×

注2) 郵便番号は、ハイフンありで半角入力 例: 123-4567

注3) 電話番号・FAXは、ハイフンなしで半角入力 例: 0123456789

注4) 採択戸数は最終的な配分戸数を記入して下さい。

<グループ構成員記入用リスト> I. 原木供給

グループ構成員に原木供給業者を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給のルートにおいて原木供給業者を含まないことがある場合、その理由

国有林、または、海外から原木の調達を行う場合がある。この際の、原木の出荷証明書の取得はない
(この場合、海外事業者の事業者認定書の取得もないものとする)

注1

県番号	構成員番号	事業者名	所在地
I. 原木供給			構成員数: 8
45	I - 1	宮崎県森林組合連合会	宮崎県宮崎市橘通東1丁目11番1号
45	I - 2	木脇産業株式会社	宮崎県都城市丸谷町458番地
44	I - 3	株式会社九州木材市場	大分県日田市大字三和2726番地10
43	I - 4	湯前木材事業協同組合	熊本県球磨郡湯前町4021番地の1
45	I - 5	南那珂森森林組合	宮崎県串間市大字串間2324番地1
46	I - 6	北薩森林組合	鹿児島県薩摩郡さつま町虎居5222-1
43	I - 7	小国町森林組合	熊本県阿蘇郡小国町宮原1802-1
40	I - 8	九州林産株式会社	福岡県福岡市南区野間3丁目7番20号
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		
	I -		

注1) 県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

※) 業種(I、II...)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上)による体制としてください。ただし、VI.施工以外の業種について、地域型住宅の特性に応じ、グループ構成員に一部の業種を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給ルートにおいて一部の業種を含まないことがある場合は、その根拠を、当該業種の様式2-2に記載してください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。

※) I～VII以外の業種の構成員がある場合は、VIIIに記載してください。

※) 行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。

※) <様式4-2>適用申請書記載事項確認念書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、(株)や(有)等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

グループ構成員に製材・集成材製造 合板製造業者を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給のルートにおいて製材・集成材製造 合板製造業者を含まないことがある場合、その理由

注1

県番号	構成員番号	事業者名	所在地
II. 製材・集成材製造・合板製造			構成員数: 15
34	II - 1	中国木材株式会社	広島県呉市広多賀谷3丁目1番1号
13	II - 2	新栄合板工業株式会社	東京都文京区本郷一丁目25番5号
45	II - 3	木脇産業株式会社	宮崎県都城市丸谷町458番地
35	II - 4	株式会社マルホ	山口県岩国市飯田町1丁目3-37
45	II - 5	外山木材株式会社	宮崎県都城市八幡町18街区7号
45	II - 6	都城木材株式会社	宮崎県都城市吉尾町758-1
44	II - 7	株式会社小田製材所	大分県日田市大字渡里131番地
44	II - 8	瀬戸製材株式会社	大分県日田市淡窓1丁目4番35号
45	II - 9	耳川林業事業協同組合	宮崎県日向市東郷町山陰字長迫1344番地
40	II - 10	株式会社ワイテック	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四丁目5番12号
45	II - 11	宮崎県森林組合連合会	宮崎県宮崎市橘通東1丁目11番1号
43	II - 12	阿蘇森林組合	熊本県阿蘇市蔵原885番地の1
43	II - 13	小国ウッディ協同組合	熊本県阿蘇郡小国町宮原1734番地2
45	II - 14	南那珂森林組合	宮崎県串間市大字串間2324番地1
40	II - 15	九州林産株式会社	福岡県福岡市南区野間3丁目7番20号
	II -		
	II -		
	II -		
	II -		
	II -		
	II -		
	II -		
	II -		
	II -		
	II -		
	II -		
	II -		
	II -		
	II -		
	II -		
	II -		
	II -		

注1) 県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

- ※) 業種(I、II・・・)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上)による体制としてください。ただし、VI. 施工以外の業種について、地域型住宅の特性に応じ、グループ構成員に一部の業種を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給ルートにおいて一部の業種を含まないことがある場合は、その根拠を、当該業種の様式2-2に記載してください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。
- ※) I～VII以外の業種の構成員がある場合は、VIIIに記載してください。
- ※) 行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。
- ※) <様式4-2>適用申請書記載事項確認念書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、(株)や(有)等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

<グループ構成員記入用リスト> Ⅲ. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)

<様式 2-2・Ⅲ>

グループ構成員に建材流通事業者(木材を扱わない事業者を除く)を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給のルートにおいて建材流通事業者(木材を扱わない事業者を除く)を含まないことがある場合、その理由

IV.プレカット事業者が、II.製材・集成材製造・合板製造事業者から直接購入を行う場合がある。
その場合、一部、Ⅲ.建材流通事業者を介さずに、地域材の供給を行う

注1

県番号	構成員番号	事業者名	所在地
Ⅲ.	建材流通(木材を扱わない事業者を除く)		構成員数: 10
40	Ⅲ - 1	坂本産業株式会社	福岡県久留米市東町27-13
41	Ⅲ - 2	株式会社山口新建木材センター	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄530番地の1
40	Ⅲ - 3	有限会社林材木店	福岡県福岡市早良区四箇2丁目9番27号
40	Ⅲ - 4	なかやしき株式会社	福岡県築上郡吉富町子犬丸121-1
40	Ⅲ - 5	有限会社伊藤材木店	福岡県福岡市南区横手南町18番23号
40	Ⅲ - 6	シグマコンポーネント株式会社	福岡県久留米市東合川2-7-22
43	Ⅲ - 7	小国町森林組合	熊本県阿蘇郡小国町宮原1802-1
45	Ⅲ - 8	南那珂森林組合	宮崎県串間市大字串間2324番地1
40	Ⅲ - 9	株式会社ワタヤ	福岡県八女市龍ヶ原267-4
40	Ⅲ - 10	株式会社ハラダ	福岡県筑紫郡那珂川町山田783-1
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		
	Ⅲ -		

注1) 県番号は、県番号のワークシートを参照してください。
 ※) 業種(Ⅰ、Ⅱ・・・)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、Ⅵ.施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上)による体制としてください。ただし、Ⅵ.施工以外の業種について、地域型住宅の特性に応じ、グループ構成員に一部の業種を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給ルートにおいて一部の業種を含まないことがある場合は、その根拠を、当該業種の様式2-2に記載してください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。
 ※) Ⅰ～Ⅶ以外の業種の構成員がある場合は、Ⅷに記載してください。
 ※) 行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。
 ※) <様式4-2>適用申請書記載事項確認書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、(株)や(有)等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

＜グループ構成員記入用リスト＞ IV. プレカット

＜様式 2-2・IV＞

グループ構成員にプレカット事業者を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給のルートにおいてプレカット事業者を含まないことがある場合、その理由

注1

県 番号	構成員 番号	事業者名	所在地
IV. プレカット			構成員数:
40	IV - 1	株式会社ワイテック	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四丁目5番12号
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		
	IV -		

- 注1) 県番号は、県番号のワークシートを参照してください。
- ※) 業種(I、II・・・)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上)による体制としてください。ただし、VI. 施工以外の業種Iについて、地域型住宅の特性に応じ、グループ構成員に一部の業種を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給ルートにおいて一部の業種を含まないことがある場合は、その根拠を、当該業種の様式2-2に記載してください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。
- ※) I～VII以外の業種の構成員がある場合は、VIIIに記載してください。
- ※) 行が不足する場合は、＜業者多数版＞の適用申請書の様式を使用してください。
- ※) <様式4-2>適用申請書記載事項確認書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、(株)や(有)等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

グループ構成員に設計事業者を含まない場合、その理由

注1

県番号	構成員番号	事業者名	所在地
V.		設計	構成員数: 19
40	V - 1	株式会社住	福岡県福岡市早良区梅林6丁目10-51
40	V - 2	アトリエ・林田設計工房	福岡県久留米市山川町359-1
40	V - 3	株式会社長崎材木店	福岡県古賀市天神5丁目10番3号
40	V - 4	株式会社エー・ディー・エル	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目12番12号
40	V - 5	株式会社サン建築工房	福岡県北九州市小倉北区大手町3番1号
40	V - 6	株式会社百田工務店	福岡県福岡市東区多の津1丁目4番5号
40	V - 7	有限会社米田建設	福岡県筑紫郡那珂川町西隈2丁目7番10号
40	V - 8	株式会社共和住宅 一級建築士事務所	福岡県福岡市南区大橋4丁目5番4号
40	V - 9	株式会社江上組	福岡県みやま市瀬高町下庄2460番地の1
40	V - 10	九州林産株式会社	福岡県福岡市南区野間3丁目7番20号
41	V - 11	有限会社江口建設一級建築士事務所	佐賀県佐賀市東与賀町大字田中22-7
40	V - 12	心建築工房株式会社	福岡県朝倉郡筑前町東小田1055-2
40	V - 13	株式会社大橋建設	福岡県柳川市三橋町白鳥470-1
40	V - 14	伸建築二級建築士事務所	福岡県筑紫野市塔原南3丁目12番1号
40	V - 15	梅野企画二級建築士事務所	福岡県筑紫野市大字諸田149-1
40	V - 16	梅原建設株式会社一級建築士事務所	福岡県久留米市本町15番地の25
40	V - 17	株式会社邑計画	福岡県福岡市中央区草香江2丁目16番40号ヴァイデ草香江201
40	V - 18	株式会社松岡祐作デザインオフィス	福岡県福岡市中央区大名2-6-1-402
40	V - 19	株式会社スローライフ住宅設計	福岡県福岡市南区折立町11番5号
	V -		
	V -		
	V -		
	V -		
	V -		
	V -		

注1) 県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

- ※) 業種(I、II・・・)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上)による体制としてください。ただし、VI. 施工以外の業種について、地域型住宅の特性に応じ、グループ構成員に一部の業種を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給ルートにおいて一部の業種を含まないことがある場合は、その根拠を、当該業種の様式2-2に記載してください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。
- ※) I～VII以外の業種の構成員がある場合は、VIIIに記載してください。
- ※) 行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。
- ※) <様式4-2>適用申請書記載事項確認書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、(株)や(有)等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

注1

注2

注3

県番号	構成員番号	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号
VI. 施工 (元請の年間新築住宅供給戸数が50戸未満の小住宅生産者が5事業者以上)					構成員数: 42	
40	VI-1	株式会社長崎材木店		811-3101	福岡県古賀市天神5丁目10番3号	0929422745
41	VI-2	株式会社アートシステム		811-1201	福岡県筑紫郡那珂川町片縄9-46	0929521146
40	VI-3	ユーススタイル株式会社		813-0034	福岡県福岡市東区多の津4丁目9番10号オクダビル1階	0926268637
40	VI-4	株式会社サン建築工房		803-0814	福岡県北九州市小倉北区大手町3番1号	0935922668
40	VI-5	株式会社百田工務店		813-0034	福岡県福岡市東区多の津1丁目4番5号	0926112661
40	VI-6	有限会社米田建設		811-1242	福岡県筑紫郡那珂川町西隈2丁目7番10号	0929531154
40	VI-7	株式会社第一双葉		814-0161	福岡県福岡市早良区飯倉2丁目11番10号	0928519211
40	VI-8	有限会社肥田工務店		816-0843	福岡県春日市松ヶ丘3丁目194-2	0925950278
40	VI-9	株式会社共和住宅		815-0033	福岡県福岡市南区大橋4丁目5番4号	0925515481
40	VI-10	アスカホーム有限公司		807-1261	福岡県北九州市八幡西区木屋瀬1-13-1	0936176100
40	VI-11	なかやしき株式会社		871-0802	福岡県築上郡吉富町小犬丸121-1	0979245177
40	VI-12	九州林産株式会社		815-0041	福岡県福岡市南区野間3丁目7番20号	0925623015
40	VI-13	株式会社江上組		835-0024	福岡県みやま市瀬高町下庄2460番地の1	0944637557
41	VI-14	株式会社田久保建設		840-0851	佐賀県佐賀市天祐二丁目9番27号	0952237285
40	VI-15	梅原建設株式会社		830-0044	福岡県久留米市本町15番地の25	0942333156
40	VI-16	心建築工房株式会社		838-0028	福岡県朝倉郡筑前町東小田1055-2	0946428021
40	VI-17	株式会社田辺木材ホーム		811-1303	福岡県福岡市南区折立町11番5号	0925732727
41	VI-18	テクノホーム株式会社		849-0919	佐賀県佐賀市兵庫北二丁目16番26号	0952302543
41	VI-19	有限会社江口建設		840-2222	佐賀県佐賀市東与賀町大字田中22-7	0952452575
40	VI-20	金氣順也建築工房		811-3311	福岡県福津市宮路浜2丁目36番2号	0940527822
40	VI-21	株式会社大橋建設		832-0815	福岡県柳川市三橋町白鳥470-1	0944744137
41	VI-22	今泉建築		841-0076	佐賀県鳥栖市平田町2631	0942820483
40	VI-23	伸建築		818-0074	福岡県筑紫野市塔原南3丁目12番1号	0929238027
40	VI-24	TOTOリモテルサービス株式会社		802-8601	福岡県北九州市小倉北区中島2丁目1番1号	0939512954
40	VI-25	シグマコンポネント株式会社		839-0809	福岡県久留米市東合川2-7-22	0942447655
40	VI-26	有限会社熊谷建設		838-1307	福岡県朝倉郡古毛1498	0946523639
40	VI-27	内田工務店		830-0073	福岡県久留米市大善寺町宮本766-2	0942264803
41	VI-28	山田建設		842-0201	佐賀県神埼市脊振町広滝483-2	0952592022
41	VI-29	株式会社山口新種木材センター		840-0027	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄530番地の1	0952293333
41	VI-30	有限会社江島建設		849-0121	佐賀県三養基郡上峰町江迎528-2	0952525254
40	VI-31	有限会社エトウホームズ		813-0021	福岡県福岡市東区みどりが丘3-33-18	0926920080
40	VI-32	中西建設		818-0058	福岡県筑紫野市湯町1丁目11-1	0929222777
40	VI-33	株式会社梅野工務店		816-0922	福岡県大野城市山田4丁目11番11号	0925811869
40	VI-34	株式会社宮坂工務店		814-0033	福岡県福岡市早良区有田2-30-24-1	0928445663
40	VI-35	株式会社九州ホームリファイン		812-0016	福岡県福岡市博多区博多駅南4-4-17第5博多IRビル4階	0924013771
40	VI-36	げんき住宅株式会社		811-1324	福岡県福岡市南区警弥郷3丁目44-19	0925017743
40	VI-37	株式会社富崎工務店		814-0033	福岡県福岡市早良区有田1丁目42-22	0928411820
40	VI-38	有限会社原住建		819-0165	福岡県福岡市西区今津1726-2	0928067370
40	VI-39	米田建築工房株式会社		811-1353	福岡県福岡市南区柏原6丁目24番2号	0925557491
40	VI-40	株式会社末次建築		838-0134	福岡県小郡市下西鯉坂886-1	0942726545

県 番号	構成員 番号	事業者名	平成25年(1月~12月)実績				注4	注5	注6	注7
			元請の新築住宅供給戸数		うち木造の長期優良住宅		補助金 の活用 実績	被災地 に該当	省エネ 講習 修了済	省エネ 講習 受講 予定
			H25年実績	直近3年平均	H25年実績	直近3年平均	17	0	1	36
(元請の年間新築住宅供給戸数が50戸未満の中小住宅生産者が5事業者以上)							○	○	○	○
40	VI-1	株式会社長崎材木店	28 戸	25 戸	3 戸	3 戸	○			○
40	VI-2	株式会社アートシステム	16 戸	11 戸	0 戸	0 戸				
40	VI-3	ユースタイル株式会社	15 戸	12 戸	0 戸	1 戸	○			○
40	VI-4	株式会社サン建築工房	12 戸	13 戸	7 戸	8 戸	○			○
40	VI-5	株式会社百田工務店	12 戸	11 戸	4 戸	1 戸	○			○
40	VI-6	有限会社米田建設	12 戸	10 戸	11 戸	9 戸	○		○	
40	VI-7	株式会社第一双葉	11 戸	10 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-8	有限会社肥田工務店	3 戸	12 戸	1 戸	1 戸				○
40	VI-9	株式会社共和住宅	8 戸	6 戸	0 戸	1 戸				○
40	VI-10	アスカホーム有限公司	7 戸	6 戸	1 戸	1 戸	○			○
40	VI-11	なかやしき株式会社	7 戸	5 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-12	九州林産株式会社	6 戸	7 戸	4 戸	2 戸	○			○
40	VI-13	株式会社江上組	6 戸	6 戸	4 戸	4 戸	○			○
41	VI-14	株式会社田久保建設	5 戸	5 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-15	梅原建設株式会社	5 戸	5 戸	0 戸	1 戸	○			
40	VI-16	心建築工房株式会社	5 戸	5 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-17	株式会社田辺木材ホーム	4 戸	0 戸	1 戸	0 戸	○			○
41	VI-18	テクノホーム株式会社	4 戸	4 戸	0 戸	0 戸	○			○
41	VI-19	有限会社江口建設	4 戸	3 戸	2 戸	1 戸	○			○
40	VI-20	金氣順也建築工房	4 戸	2 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-21	株式会社大橋建設	3 戸	3 戸	1 戸	1 戸	○			○
41	VI-22	今泉建築	1 戸	3 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-23	伸建築	3 戸	2 戸	2 戸	1 戸	○			○
40	VI-24	TOTOリモデルサービス株式会社	3 戸	1 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-25	シグマコンポーネント株式会社	3 戸	1 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-26	有限会社熊谷建設	3 戸	1 戸	1 戸	0 戸	○			
40	VI-27	内田工務店	2 戸	2 戸	0 戸	1 戸	○			
41	VI-28	山田建設	1 戸	4 戸	0 戸	0 戸				○
41	VI-29	株式会社山口新建木材センター	1 戸	1 戸	1 戸	0 戸				○
41	VI-30	有限会社江島建設	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-31	有限会社エトウホームズ	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-32	中西建設	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-33	株式会社梅野工務店	1 戸	1 戸	1 戸	0 戸	○			○
40	VI-34	株式会社宮坂工務店	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-35	株式会社ホームリファイン	1 戸	0 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-36	げんき住宅株式会社	0 戸	2 戸	0 戸	0 戸				○
40	VI-37	株式会社富崎工務店	0 戸	0 戸	0 戸	1 戸				○

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) なかなかよか家	(地域型住宅供給対象地域) 福岡県、佐賀県、及び隣接する市町村
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) ヤマエよか家つくる会	(結成年月) 平成24年4月
3. 過去の採択グループ番号(必須)	0 3 - 0 0 7 6 - 0 4 2 3 注1	

4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み

ア. 特徴あるブランド化の目標設定 (必須)

【平成26年度における対応方針】 (過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)

a.【地域型住宅「なかなかよか家」の取組み】

日本海側気候の影響が強く、夏は最高気温が30℃以上の真夏日が多い。また、住宅の省エネルギー基準の断熱性能地域におけるV地域が存在する温暖な地域である。平成17年には福岡西方沖地震(震度6弱)があり、活断層が多く存在する。この地域特性への対応を前提として、下記、取組みを行う

1.地域材に係る共通ルール

①主要構造材(柱、土台)の70%以上において、「認証かごしま材」を使用し、地域経済に貢献する「地域型住宅」を創りだす

②間柱の70%以上に「認証かごしま材」を使用する ③主要構造材(梁、桁)において、「合法木材」を使用する

* 主要構造材(柱、土台)に用いる「認証かごしま材」には、「認証かごしま材シール」を貼付し、工務店が現場で確認する(写真を撮影し、チェックシートに添付する)

2.省エネルギーに係る共通ルール

①開口部の断熱性能を高める(冷房期の平均日射熱取得率(η A値)を下げる)為、居室には、Low-Eガラスを使用する(窓の面する方位が真北±30度を除く)。加えて、以下のいずれかの措置を取る。「軒の出は開口高さの1/3以上とする」、「すだれ用のフック(SUS製)を設ける」

②CO2排出量削減の為、給湯器は高効率給湯器の設置を必須とする

3.耐震性能に係る共通ルール

①土台は3.5寸角以上の芯持材を使用する ②耐震等級2以上を共通仕様とする

③基礎立上り幅を150m/m以上とする ④地盤調査はスウェーデン式サウンディング試験を行う。また、表面波(レイリー波)探査法との併用を提案する

4.良質な地域型住宅の提供に係る共通ルール

①「グループ内研修会」を3回程度/年開催し、構成員の技術力向上を図る

②住宅履歴情報の蓄積は、第三者機関のサービス(リビングベル)を活用する

③地域型住宅の適切な維持管理の為、点検を1・3・5・10・20・30年目に行う(11年目以降は有料) * 工務店による点検をグループで管理する

【平成25年度の取組みにおける課題】

昨年度も当グループの地域型住宅の仕様において、工務店、及び、施主に一定の評価を受けたが、消費税増税前の駆け込み需要で、国産材の流通量は減り、価格は高騰した為、九州の地域材を多用する当グループの地域型住宅も、建築工期や価格設定において、大きな影響を受けた。また、長期優良住宅を施工したことがない工務店(未経験工務店)による、地域型住宅の供給をグループで支援した結果、未経験工務店による実績を得ることができた。今後はこの実績を増やす為の取組みが求められる。

【課題解決に向けた平成26年度の取組み】

国産材に係る懸念は、今年度も継続することが予想される為、特に流通量が減った(価格が高騰した)一部の地域材について仕様を変更する(土台は3.5寸角以上の芯持材を使用する等)。仕様(性能)の変更は最小限にし、工務店が取組みやすい地域型住宅の供給を引き続きグループで支援する。加えて、未経験工務店による地域型住宅の供給実績を増やす為、相談体制の整備等、グループでの支援を継続する。

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
上記を踏まえた地域型住宅の特徴等(性能や地域性等)における共通ルール(任意)	主要構造材(柱、土台)・羽柄材(間柱)の70%において「認証かごしま材」を使用する	地域材において構成員が発行する出荷証明書との照合により確認する
	CO2排出量削減の為、給湯器は高効率給湯器の設置を必須とする	事務局が工務店が作成するチェックシート(現場写真含む)で管理する

イ. 効率的な住宅生産体制の整備 (aは必須)

【平成26年度における対応方針】 (過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)

a.【住宅生産体制の整備と品質維持に向けた取組み】

①長期優良住宅の工務店による現場検査(計4回)、地域型住宅の仕様(共通ルール)を、事務局がチェックシート(現場写真含む)で管理する

②地域材において構成員が発行する出荷証明書を住宅履歴情報として蓄積(第三者機関活用) ③標準設計仕様書を用いた地域型住宅の規格化

④「住宅の省エネルギー技術に関する講習」の修了者が設計、施工、または工事監理に関わる

【平成25年度の取組みにおける課題】

地域型住宅を確実に施工するための生産体制は一定の成果を得た。グループ内の設計事務所と工務店の連携(接点)についても、低価格の設計支援の実施等により、強化された(引き続き今年度も取組みを実施する)。

【課題解決に向けた平成26年度の取組み】

・設計事務所(グループ構成員)による長期優良住宅、低炭素住宅の設計支援(低価格の料金設定)

・中小工務店の省エネ施工技術の浸透を目的とした、「住宅の省エネルギー技術に関する講習」の受講を工務店等に促し、地域型住宅の品質を高める

b.【住宅生産における、グループの信頼向上に資する取組みと、工務店による地域型住宅への取組み支援】

①標準見積書様式を使用する事により、高い品質の長期優良住宅を供給するグループであることを、お客さまに訴求する

②地盤調査はスウェーデン式サウンディング試験を行う。また、表面波(レイリー波)探査法との併用を提案する

③事務局による構成員(工務店)への研修会(長期優良住宅、フラット35S、改正省エネ法等)の実施 * 構成員の技術力を高め、信頼性が高い地域型住宅を提供

【平成25年度の取組みにおける課題】

信頼性が高い地域型住宅を供給するグループであることの提案力(営業力)が不足している(取組み強化)

【課題解決に向けた平成26年度の取組み】

・住宅生産における、グループの信頼向上を目的に、構成員による「住宅生産における検討会」を実施し、お客さまからの信頼向上について考える場を設定する(具体的提案手法の検討)

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
上記の住宅生産の合理化・効率化に資する取組、安定供給の長期維持体制、グループの信頼向上に資する取組における共通ルール(任意)	長期優良住宅の工務店による現場検査、地域型住宅の仕様(共通ルール)を事務局が管理する	事務局が構成員が作成するチェックシート(現場写真含む)で管理する
	地域材において構成員が発行する出荷証明書を住宅履歴情報として蓄積(第三者機関活用)	事務局が工務店が作成するチェックシートで管理する

注1) 過去に採択されたグループは、最終的に付与されたグループ番号を記載してください。

※) 過去に採択されたグループは、それぞれの項目について直近の取組みを踏まえた課題と、平成26年度における対応方針を明確に記載してください。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) なかなかよか家	(地域型住宅供給対象地域) 福岡県、佐賀県、及び隣接する市町村
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) ヤマエよか家つくる会	(結成年月) 平成24年4月
3. 過去の採択グループ番号 (必須)	0 3 - 0 0 7 6 - 0 4 2 3	注1

4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み

ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備 (aは必須)

【平成26年度における対応方針】 (過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)

- a. 地域型住宅の長寿化には、長期にわたる適切な住宅メンテナンスが必要である。住宅履歴情報の蓄積サービス(第三者機関)を活用し地域型住宅に対する、施主の安心と信頼を確保する**
- ①住宅履歴情報の蓄積は、第三者機関のサービス(リビングベル)を活用する。付帯のメンテナンス・コールセンター(24時間365日)も活用する
 - ②地域型住宅の適切な維持管理の為、点検を1・3・5・10・20・30年目に行う(11年日以降は有料) *点検記録は工務店が随時、住宅履歴情報に蓄積する
 - ③独自に定める「維持保全計画書」(長期優良住宅の「維持保全計画書」がベース)を基に、工務店が維持管理を行う
 - ④第三者機関による、工務店への点検事前連絡(点検の1ヶ月前)サービスを活用する
 - ⑤「維持保全計画書」に基づく工務店の点検(メンテナンス)をグループで管理するため、工務店には点検後の報告を義務付ける
 - ⑥引渡し時、「住宅の点検と補修」(住リリフォーム・紛争処理支援センター)テキストを用いメンテナンス項目(内容と期間、役割)の確認を行う
 - ⑦地域型住宅において、プレカット工場が伏図を10年間管理し、将来発生するリフォーム工事で売買に活用する(伏図の提供)

【平成25年度取組みにおける課題と平成26年度取組み】

第三者機関のサービス(リビングベル)への住宅履歴情報の蓄積について、工務店への本サービス内容の周知が進んだ。今年度も引き続き、研修会等で構成員への周知に取組み、本補助事業を活用しない物件での取組みについても推進する
・事務局による構成員(工務店)への研修会において、リビングベル担当者(パナソニック)と本サービス内容の周知の徹底を行う

b. 工務店の施工中、引渡し後の倒産や業態変化への対応は、グループとして以下の取組みを行う

- ①地域型住宅の施工中、グループの工務店が倒産した場合の事務局によるバックアップビルダーの手配する
- ②施主への引渡し後に、グループの工務店が倒産した場合、メンテナンスを引き継ぐ工務店(グループ内)を紹介する
- ③事務局が「完成保証制度」の窓口業務を行っていることから、工務店に情報提供と制度活用の提案を行う

【平成25年度取組みにおける課題と平成26年度取組み】

グループの工務店への住宅瑕疵担保責任保険についての情報提供と、下記項目の取組みについて、今年度も継続する
・住宅瑕疵担保責任保険の契約時に実施する内容説明の徹底と、瑕疵発生時の事務局による相談体制を整備する
・構造耐力上主要な部分、及び、雨水の侵入を防止する部分に係る工事をチェックシートで厳しく管理する

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
グループの長期にわたる住宅維持管理体制における共通ルール (任意)	住宅履歴情報(第三者機関サービス)を活用し、地域型住宅の適切な維持管理の点検を1・3・5・10・20・30年目に行う	工務店には維持管理の点検後の事務局への報告を義務付ける
住宅履歴情報の保存方法 (任意)	住宅履歴情報の蓄積は、第三者機関のサービス(リビングベル:パナソニックが提供)を活用する	事務局が工務店が作成するチェックシートで管理する

エ. グループの技術力の向上 (aは必須)

【平成26年度における対応方針】 (過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)

a. 当グループの構成員には、長期優良住宅を施工したことがない工務店(未経験工務店)が多く含まれている。更なる地域型住宅の普及には未経験工務店が高い技術力と知識、営業力を備えることが必要であり、事務局にはこの未経験工務店を含む構成員に対して、研修会や営業支援をもって積極的に支援する役割が求められる。グループとして以下の取組みを行う

- ①事務局、及び、設計事務所(構成員)による、工務店(未経験工務店を含む)への「技術力向上の為の研修会」を実施する
 * 実施内容: 長期優良住宅、長期優良住宅化リフォーム推進事業、フラット35S、改正省エネ法(基準)、省エネ・地域材・高齢者等に係る国策(補助金)等
 * 頻度: 3回程度/年(その他、会議等でもスポット的に実施する)
- ②構成員(工務店)の内、長期優良住宅の施工を多く行う工務店の、実際の地域型住宅の施工現場における「施工勉強会」の実施(2回程度/年)
- ③施工業者(主に大工)を対象に技術競技会(1回/年)、及び、異業種(他の工程)の勉強会を実施する
- ④建設業を目指す学生(大学生、専門学校生、高校生)に、構造見学会(共通ルールの説明会実施)、業務見学会への参加を呼びかける

【平成25年度取組みにおける課題と平成26年度取組み】

各種制度・補助事業の研修において、工務店は実務に即した内容を求めていることから、引き続き、下記項目を追加対応を行う
・事務局による、工務店(未経験工務店を含む)からの、地域型住宅、及び、国策(補助金)等に係る相談体制の整備
・補助事業の申請サポート体制の整備

b. 2020年までに新築住宅・建築物の段階的な省エネ基準への適合が義務付けられることから、中小工務店の省エネ施工技術の向上は喫緊の課題である。構成員に、省エネ施工技術の浸透を目的とした、「住宅の省エネルギー技術に関する講習」(施工技術講習)の受講を促し、グループの省エネ施工技術に係る技術力を高める

【平成25年度取組みにおける課題と平成26年度取組み】

これまで、省エネルギー対策の取組みにおいて、構成員(工務店)ごとに独自の取組みを行ってきたが、グループでの情報共有が進んでいない
・「技術力向上の為の研修会」等で省エネルギー対策の取組みについて情報共有を行う(工務店による発表等)
・構成員に「住宅の省エネルギー技術に関する講習」(施工技術講習)の受講を促す

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
グループの技術力の向上における共通ルール (任意)	事務局による、工務店(未経験工務店を含む)からの、地域型住宅、及び、国策(補助金)等に係る相談体制の整備	相談の内容を事務局が管理し、研修会で提供する(グループでの情報の共有)

注1) 過去に採択されたグループは、最終的に付与されたグループ番号を記載してください。

※) 過去に採択されたグループは、それぞれの項目について直近の取組みを踏まえた課題と、平成26年度における対応方針を明確に記載してください。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) なかなかよか家	(地域型住宅供給対象地域) 福岡県、佐賀県、及び隣接する市町村
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) ヤマエよか家つくる会	(結成年月) 平成24年4月
3. 過去の採択グループ番号(必須)	0 3 - 0 0 7 6 - 0 4 2 3 注1	

4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み

オ. 地域の産業・住文化・景観等への寄与 (aは必須)

【平成26年度における対応方針】(過去に採択されたグループは、最近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)

a. 地域型住宅「なかなかよか家」では、地域材の特性(供給量・強度・寸法等)を踏まえて以下のような選定を行った
 ・福岡県、佐賀県には構造材として使用できる高い品質の木材が少なく、安定して供給するために必要な量の確保も難しいため、鹿児島県の「認証かごしま材」を使用した
 ・構造材としての高い品質と安定した供給が可能な「認証かごしま材」の産地である鹿児島県北部の「山間地」と、福岡県、佐賀県の「都市部」を商取引で結ぶことにより地域経済に貢献する「地域型住宅」を創り出す
 ・地域材の強度・供給可能な寸法を踏まえて、使用部位を選定する。地域型住宅の普及を目的に、国産材に偏らない工務店と施主に理解が得られる仕様が求められる

【地域材の使用部位、使用量(1棟あたり)、使用割合】【平成25年度の取組みにおける課題と平成26年度の取組み】

地域経済に貢献する「地域型住宅」を創り出すことを目的に、主要構造材の多くに九州の地域材(認証材)を使用することを共通ルールとした平成25年度の地域材の取組みと比べ、仕様(性能)の変更は最小限にし、工務店が取組みやすい地域型住宅の供給を引き続きグループで支援する。グループとして以下の取組みを行う

①主要構造材(柱、土台)の70%以上において、「認証かごしま材」を使用する

②間柱の70%以上において、「認証かごしま材」を使用する

③主要構造材(梁、桁)において、「合法木材」を使用する

* 主要構造材(柱、土台)に用いる「認証かごしま材」には、「認証かごしま材シール」を貼付し、工務店が現場で確認する(地域材の確実な現場使用)

* 国産材多用による地域産業の活性化、及び、原木供給地域の雇用創出

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
地域材利用に関する共通ルール(必須)	主要構造材(柱、土台)・羽柄材(間柱)の70%において「認証かごしま材」を使用する	地域材において構成員が発行する出荷証明書との照合により確認する

b.【使用する地域材情報のグループ構成員による共有方法】

地域材の供給予定量、地域材の需要と供給のバランス、提供価格に係る情報について、事務局がプレカット工場等(構成員)と連携し情報提供が必要な場合は、適宜「当グループ構成員の専用ホームページ」、「各種研修会」、「電話連絡」にて情報提供を行う

・地域材に係る情報について、「当グループ構成員の専用ホームページ」、及び、研修会で提供する

・平成26年度における、当グループの地域型住宅(供給予定戸数)に供給すべき地域材について、需要の予測を行い認証かごしま材、及び、合法木材ともに確保した

c.【地場産業・地場産材等の積極的な活用】

和室とする場合は、熊本県八代産の「い草」を畳表に使用した量を推奨する。平成25年度における当グループの地域型住宅(供給予定戸数)の3分の1程度を目標に取組む(和室がある場合)

・外国産(低価格)の「い草」が、市場の多くを占めているが、地域産業の活性化と日本の畳文化を守る為にも国内産(八代産)の「い草」を推奨し、研修会等を通して情報提供を行う

d.【地域の街なみ・景観への配慮について】

当グループの地域型住宅の建設地で、予定の多くを占める福岡市では、「福岡市都市景観形成基本計画」、及び、「福岡市景観計画」に基づき景観形成を重点的に図る地区を「都市景観形成地区」として指定している。本地区での地域型住宅の建設において工務店から相談があった場合は事務局として積極的に情報提供を行い、地区内の景観を誘導する

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
地域材情報の共有、地場産業等の積極的な活用、地域の住文化・景観・デザインへの寄与、和の住まいの推進に関する共通ルール(任意)	地域材に係る情報について、「当グループ構成員の専用ホームページ」、及び、研修会で提供する	使用する地域材の情報を事務局が管理しグループで共有する仕組みづくりに取組む

その他(任意)

【平成26年度における対応方針】(過去に採択されたグループは、最近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください)

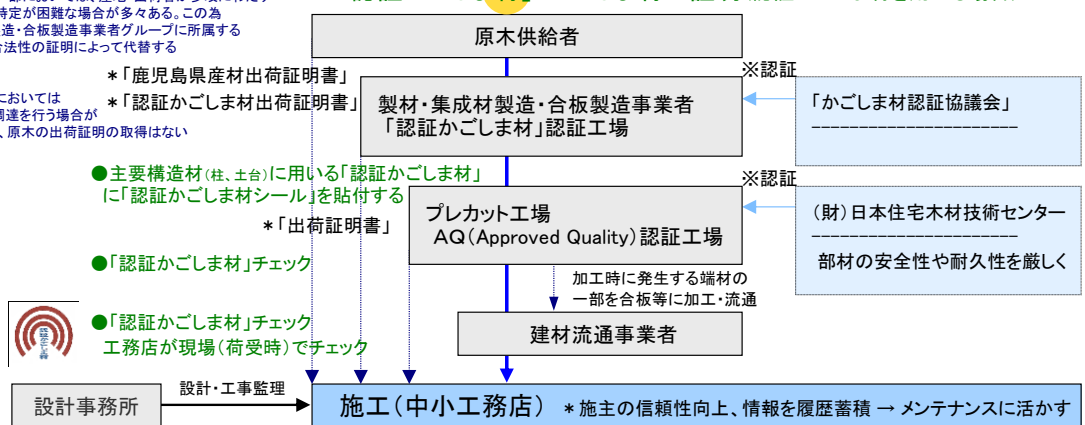
【補足 地域型住宅の地域材の供給の流れ】

一部の工務店(構成員)においては、手刻みで施工を行う可能性がある為、地域材の供給の流れの中で、製材・集成材製造・合板製造事業者グループから直接購入を行う場合がある。また、一部、建材流通事業者を介さずに、地域材の供給を行う場合がある

※合法木材の一部においては、産地・出荷者が多岐にわたり原木供給者の特定が困難な場合が多々ある。この為製材・集成材製造・合板製造事業者グループに所属する出荷者による合法性の証明によって代替する

※原木の一部においては国有林からの調達を行う場合がある。この際の、原木の出荷証明の取得はない

■「認証かごしま材」：かごしま材の証明(認証かごしま材を用いる場合)



*「住宅の省エネルギー技術に関する講習」の修了者が設計、施工、または工事監理に関わる

注1) 過去に採択されたグループは、最終的に付与されたグループ番号を記載してください。

※) 過去に採択されたグループは、それぞれの項目について直近の取組みを踏まえた課題と、平成26年度における対応方針を明確に記載してください。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

※) グループの取組に関する補足説明は様式3-3の「その他」の欄に記載して下さい。